

全管連発28第51号

平成28年4月11日

会 員 各 位

全国管工事業協同組合連合会

(押 印 省 略)

平成28年度水道施設整備費に係る歩掛表について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省は4月8日、標記通知を都道府県知事及び水道行政担当課に通知しました。通知文及び別紙は下記の同省HPを参照ください。

厚生労働省HPホーム→政策について→分野別の政策一覧→健康・医療→健康→水道対策→法令・通知等→通知・事務連絡→平成28年度 通知・事務連絡→平成28年4月8日

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120712.html>

平成28年度の改定では、

(1) GX形管の掘削幅の改定が行われ、その布設に関し、本会では作業効率及び作業安全性の観点から最小掘削幅をNS形ダクタイトイル铸铁管と同程度にすることを要望(全管連ニュース平成27年6月号参照)しておりましたが、これを受けて、厚生労働省では管種を問わず作業環境の観点から、「最小掘削幅」と「GX形管の接合作業幅」を見直しました。

その具体的内容は、以下の通りです。

- ① 全管種に共通して管路布設時に確保すべき作業幅として、最小掘削幅について現行基準の50cmを55cmに改定する。
- ② GX形管継手の標準接合作業幅について、現行基準の150mmを175mmに改定する。

(2) その他の歩掛改定事項として、先行する国土交通省の歩掛改定状況を踏まえ、

- ① 平成27年度の一般管理費等率の上方修正に伴う現場管理費の外注経費(外注する際の一般管理費等)の上方修正による現場管理費率の改定
- ② 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について新設等の改正が行われました。

なお、改定された平成28年度水道施設整備費に係る歩掛表は、平成28年4月1日に遡って適用することとなっています。

今回の歩掛改定に係る解説について、後日、機関誌「全管連ジャーナル」にて報告いたします。

敬具

本件に関する問合せ先 全管連事務局 松本、上田
電話03-3949-7312